

護持会だより

大明寺護持会会員の皆さまへ

大明寺護持会会長 岩瀬 厚

檀信徒の皆さまには日頃より当山護持会の活動にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

護持会第19回総会を5月8日午後1時から、感染対策を万全に行い、例年通り開催することができました。今回は総会の報告とさせていただきます。

午後1時、お題目唱和で開会。住職挨拶、議長選出、議事録署名人選出及び議事録作成者選出に続いて議事に入り、はじめに令和3年度事業報告を松山副会長、収支決算報告を小池副会長から説明、監査を行った古敷谷副会長から承認したことが報告されました。続いて令和4年度事業計画案を松山副会長、収支予算案を小池副会長から説明し、おかげさまで議案はすべて承認されました。

大明寺護持会第19回総会報告

令和4年5月8日 午後1時開始

【令和3年度事業報告】

- (1) 護持会総会の実施
令和3年5月8日 千部会同日（午後1時より実施）
- (2) 護持会会員へ大明寺、諸事業のご案内・ご通知、年3回（3月、7月、10月）のご案内送付を実施。
- (3) 護持会・会報の発行 3月・7月・9月に行事のご案内、寺報（お寺のたより）とともに年3回発行。
- (4) 役員会の実施・諸事業の前に実施
(4月、5月、7月、10月の8日)
- (5) 護持会規約 第二章 事業 第三条に即した事業の実施
 - ① 当山の環境整備に対する協力
 - ・ 境内整備（参道階段すり工事・本堂前スロープ修繕等）、年4回 境内清掃、植木の伐採の実施
 - ・ 庫裏の維持管理（照明器具・換気扇等補修交換、漏水補修工事等）、水道光熱費、保険関係の一部負担他
 - ・ 寺院施設の修繕（消防用設備修繕・キュービクル更新工事・檀信徒会館、宝物館等の修繕他）
 - ・ 資料及び資料室の整備
 - ② 当山諸事業への協力支援
 - ・ 四大事業への協力 諸費用の一部負担、役員を中心に準備、当日の運営に協力
 - ・ 年末年始その他事業への協力 役員を中心に準備、当日の運営に協力
 - ・ 寺院講習会等への協力・参加
 - ・ 当山世話人会、講中、コーラス、大明寺バンドへの活動協力支援
 - ③ 各種分担金・助成金の負担・寺院・檀家宗費への一部負担他
- (6) 慶弔費 会員への香典・住職入寺20周年記念品購入

【令和4年度事業計画】

- (1) 護持会総会の実施
令和4年5月8日千部会同日（午後1時より実施）
- (2) 護持会会員への諸事業のご案内通知
- (3) 護持会・会報の発行（年2回）
- (4) 役員会の実施
- (5) 護持会規約 第二章 事業 第三条に即した事業の実施
 - ① 当山の環境整備に対する協力
 - ・ 境内整備に関する事
 - ・ 庫裏の維持管理に関する事
 - ・ 寺院の修繕に関する事
 - ② 当山諸事業への協力支援
 - ・ 四大事業への協力
 - ・ 年末年始その他事業への協力
 - ・ 寺院講習会等への協力・参加
 - ・ 当山講中等の活動への協力支援
 - ③ 各種分担金・助成金の負担
その他、第三条に上げられた事項
- (6) その他

ゴミ捨て場が一カ所になります

新型コロナウイルスの感染は落ち着いておりますが、コロナ禍の影響の大きさが日に日に明らかになっていくように思います。護持会では今後もお寺が円滑に運営され、次代へとつなぐべく努めてまいります。

ゴミ捨て場が

ゴミ捨て場が、七面堂向かいの小屋の前の一カ所のみとなります。また、古くなった花以外のゴミはお持ち帰りください。皆さまに気持ちよくお参りいただけますよう、お一人の境内美観・整備にご協力をお願いいたします。



大明寺 質問箱

こたえ 泰智



Q 境内の草が伸びています。何とかありませんか？ お寺は何をやっているのですか？

今年のお盆も複数の方にお願いとお叱りを受けました。高齢化、少子化、人口減少という国全体の問題はお寺の運営にも大きく影響しています。当山でもこれまで数十年にわたりお世話になった造園屋さんが、高齢化のため従業員がいなくなり作業ができなくなるとお断りされました。境内だけでなく駐車場や幼稚園でも非常に困っています。

新たな業者を探してお願いましたが、人数や日数がかかり思うようにはいきませんでした。ご不便やご迷惑をおかけしておりますが、継続的にお願いできる業者さんが見つかるまでもう少しおまちください。今後このような問題が多く生じるかと思いますがご了承ください。

Q 会員は護持会費を納めているのですから、各家のお墓も常にきれいにされるべきではありませんか？

それは違います。皆さまからお預かりしている護持会費は、お寺を維持管理するためのもので、各家のお墓を掃除する費用ではありません。お寺は檀家の皆様の共有物だと思えます。住職一人のものではありません。住職は「住する職」ですから檀家の皆様の共有物であるお寺を住みながら護っているということになります。

ご先祖さまの家であるお寺を、お寺、檀信徒が一丸となつて守っていきましょう。これからは皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

